

浦添市立児童センターにおけるランドセル来館に関する実施要綱

制定 令和4年 4月 1日

改正 令和7年 2月 1日

改正 令和8年2月27日

(目的等)

第1条 この要綱は浦添市立児童センターでのランドセル来館を実施し、家庭の事情で放課後家庭で保育できない場合や、帰宅をすることで児童センターを利用できない児童を直接児童センターに来館することができるようにすることで、保護者が安心して子育てができる環境をつくる事を目的とする。

(定義)

第2条 「ランドセル来館」とは、児童が下校後に、一旦帰宅することなく、直接児童センターを利用することを言う。

(対象者)

第3条 ランドセル来館が利用できる児童は市内の小学校在学の1年生から6年生までの児童で次の各号のいずれかに該当するものとし、ランドセル来館利用承諾書(様式1号)の承諾をすることを条件とする。

- (1) 家庭の事情等により放課後家庭での保育が困難な世帯
- (2) 児童センターのクラブ活動等の参加にあたり帰宅してからの来館が困難な児童(当該クラブ活動等がある日のみとする)
- (3) 学童クラブへの入所申込をしたが待機となっている児童(但し、学童クラブの空きがでた場合は速やかに学童クラブへの入所を行うこと)

(利用日)

第4条 ランドセル来館の利用日は学校登校日の月曜日から金曜日、かつ、児童センターの開館日とする。

(利用時間)

第5条 利用時間は放課後から来館児童の帰宅促し時間とし、帰宅促し時間は次のとおりとする。

- (1) 2月から10月は午後5時45分
- (2) 11月から1月は午後5時30分

(申込方法)

第6条 利用を希望する児童センターに次の各号の書類を提出し、児童センター職員と保護者及び児童と一緒に面談を行うものとする。

- (1) 浦添市児童館の設置及び管理に関する条例第10条第1項に定める登録申請
- (2) ランドセル来館利用承諾書(様式第1号)
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(利用人数)

第7条 一時的な受入れを除き各館おおむね15人までの受入れとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については、こども政策課と児童センターの協議により定める。